

道路運送法第9条第4項に定める協議について

- 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項についての協議を行う(「協議運賃」の設定)。
- 今般、すでに協議運賃となっている下記系統を運行する運行主体から、運賃に係る改定の申し出があり、その変更にあたっては道路運送法第9条第4項に基づき、本協議会において協議が必要になるもの。
※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者協議済証明書を交付する(資料 3)。

1 対象路線及び改定内容

番号	系統	事業者	改定内容
①	天童市市営バス 天童～寒河江線	・運行主体： 天童市 ・運行事業者： 山形交通(株)	大人運賃300円、高校生運賃200円、小・中学生運賃150円の区分を以下のように改正する。 大人運賃300円の適用範囲を中学生以上とする。 こども運賃 150 円の適用範囲を小学生とする。

※小学校就学前の旅客は無料。

※乗車時に、身体障がい者手帳(障がい程度「第1種」の手帳の交付を受けている場合は、その付添人を含む。)、療育手帳(障がい程度「A」の手帳の交付を受けている場合は、その付添人を含む。)、精神障がい者保健福祉手帳を提示した旅客は、大人運賃の半額。

※生年月日がわかるものを提示した70歳以上の旅客は、大人運賃の半額。

2 適用する期間

令和8年10月1日から

3 料金改定理由

天童市市営バス利用者の利便性の向上とバス事業者の運用負荷の軽減を図るため、キャッシュレスで乗降できる交通系ICカードを導入する。そのため、システム標準仕様の運賃区分にあわせ改定するもの。

天童市市営バスの運賃に関する意見募集結果

募集期間：令和8年5月7日(木曜日)から令和8年5月14日(木曜日)まで

告知方法：天童市ホームページにより告知

提出方法：生活環境課へ直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出。

意見 番号	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
-	-	-

集計結果

意 見 提 出 者 数	0
意 見 項 目 数	0

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和8年5月20日に開催した天童市運賃等協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

種類	運賃の額	適用方法
大人運賃	1人 300円	・大人とは、中学生以上とする。
子供運賃	1人 150円	・子供とは、小学生（小学1年生以上小学6年生以下）とし、小学校就学前の幼児・乳児は無賃とする。
障害者等 割引運賃	1人 150円	・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示した旅客（障がい程度「第1種」または障がい程度「A」の手帳の交付を受けている場合は、その付添人を含む。）とする。
高齢者 割引運賃	1人 150円	・生年月日がわかるものを提示した70歳以上の旅客

2. 運賃を適用する路線又は営業区域

天童南駅～寒河江市立病院

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年10月1日から実施する。

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

運行主体 天童市

運行事業者 山形交通株式会社

令和8年5月 日

天童市運賃等協議会

会 長 市民部長 熊澤 輝